

# 新型コロナウイルス4回目接種のお知らせ

## ○対象となる方

3回目のワクチン接種から5カ月経過している

①60歳以上の方

②18歳以上59歳以下で

・基礎疾患を有する方

・その他重症化リスクが高いと医師が認める方

※②に該当するかは、受診している医療機関の医師に相談してください

## ○接種券の発行申請・予約

対象者	接種券の発行申請	予約
①60歳以上の方	不要 (3回目の接種から5カ月を目安に発送)	必要 (接種券が届き次第、予約をしてください)
②18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方、または、その他重症化リスクが高いと医師が認める方	必要	

## ○基礎疾患を有する方などの接種券発行の申請方法

市ホームページの申請フォームや新型コロナウイルスワクチン接種対策室の窓口、または郵送のいずれかで申請をしてください。

窓口 総合保健福祉センター3階へお越しください。

郵送 〒289-1192 八街市八街ほ35番地29

新型コロナウイルス接種対策室

申請フォームや申請方法など詳しくは、市ホームページでご確認ください。

## ○使用するワクチン

武田/モデルナ社製、ファイザー社製

1~3回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、武田/モデルナ社製、ファイザー社製を使用します。

※国からの供給状況により、4回目接種のワクチンは、主に武田/モデルナ社製を使用します。

## ワクチン接種後八街市に転入された方へ

ワクチン接種後、八街市に転入し、これから接種を希望される方は、新型コロナウイルス接種対策室で接種券発行の手続きをする必要があります。

## ○手続き方法

窓口 総合保健福祉センター3階へお越しください。

郵送 〒289-1192 八街市八街ほ35番地29

新型コロナウイルス接種対策室

申請書または申請方法など詳しくは、市ホームページでご確認ください。

## 最新情報は市のホームページ・ツイッター・ラインで

ワクチン情報など最新の市政情報は、市ホームページ・公式ツイッター・公式ラインで発信しています。



市ホームページ



公式ツイッター



公式ライン

## <八街市ワクチン接種予約システム>

<https://v-yoyaku.jp/122301-yachimata>

## <コロナワクチンコールセンター>

予約や予約のキャンセル・変更に関すること

☎0570-080188

接種に関すること

☎0508-892-5271

月曜~金曜日(祝日を除く)午前9時~午後5時

## ☎新型コロナウイルス接種対策室

☎312-2635



予約システム

## 令和4年度低所得の子育て世帯に

## 対する子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などの影響を受けている低所得の子育て世帯を対象に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

### <ひとり親世帯>

#### 支給対象者

①~③のいずれかに該当する方

①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

②公的年金などを受給していることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(公的年金は、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などです)

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※②または③に該当していても、令和4年4月1日以降に「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯」の支給対象で、すでに子育て世帯生活支援特別給付金を支給されている場合は、ひとり親世帯の本給付金は支給しません。

#### 支給額

児童1人当たり5万円

#### 支給申請の手続き

##### ①に該当する方

申請は不要で、令和4年4月分の児童扶養手当を支給した口座に6月28日頃に振り込みます。

##### ②③のいずれに該当する方

申請が必要となりますので、申請書に振込口座などを記入して、必要書類とともに令和5年2月28日(火)までに子育て支援課窓口へ持参または郵送してください。支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

### <ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯>

#### 支給対象者

①②の両方に該当する方

①令和4年3月31日時点で、18歳未満のお子さん(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母など(令和5年2月28日までに生まれた新生児も対象)

②令和4年度住民税(均等割)が非課税の方、または、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※ひとり親世帯の給付金を受給した方は対象外です。

#### 支給額

児童1人あたり5万円

#### 支給申請の手続き

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方  
申請は不要で、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給した口座に7月中旬頃振り込みます。

※給付金を希望しない場合は、受給拒否届を子育て支援課へ提出してください。

②①以外で、高校生のみ養育している方・収入が急変した方・令和4年4月1日~令和5年2月28日までに生まれる新生児の保護者の方

申請が必要となりますので、申請書に振込口座などを記入して、必要書類とともに令和5年2月28日(火)までに子育て支援課窓口へ持参または郵送してください。支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

#### 子育て世帯生活支援特別給付金の振り込め詐欺や個人情報情報の詐欺にご注意ください

自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省の職員などをかたる不審な電話や郵便などがあった場合は、最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

☎子育て支援課 443-1693

記号の見方

日時

会場

内容

対象

定員

費用

申し込み

締め切り

持ち物

お問い合わせ

FAX

444-0815